

ストップ！滞納

滞納整理 強化期間

県税 市税

平成24年11月～平成25年1月



ただいま、

滞納整理強化期間です

市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源です。また、これらの税金は、定められた期限(納付期限)までに自主的に納めていただくものです。多くの人に、納付期限までに納付をいただいておりますが、残念ながら、一部の人には納付期限を過ぎても納付いたでない状況にあります。

税負担の公平性と安定した税収入を確保するため、当市を始めとした県内63市町村と埼玉県は「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ・滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

滞納が続くと

定められた納付期限内に税金を納めないことを「滞納」と言います。一定の収入を得ていながら、住宅ローンなどの、貸付金の返済を理由に納税を怠ることは認められていません。

市では、滞納者には督促状や催告書などを発送し、速やかな納付をお願いしています。

しかし、その後も滞納を放置し続ける、納税に誠意のない人については、法律に基づき、不動産の差押えのほか、預貯金・生命保険・

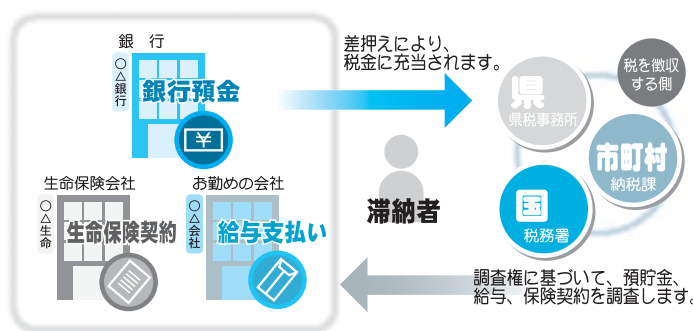
給与・年金などの債権の差押えを行っています(下図参照)。平成23年度における差押件数はつぎのとおりです。

差押件数	
不動産	8件
預貯金	54件
生命保険	117件
給与・年金	5件
そのほか	1件
合計	185件

※差し押えた不動産などは公売し、その代金は滞納税などに充当されます。

差押えや公売などの滞納処分とならないよう、早め

に納税課にご相談ください。市では、毎月、休日納税相談や夜間納税相談を行っています。ご利用ください(本紙18ページ参照)。



▲債権差押えの例示(銀行、生命保険、勤務先)

納付期限内に 納付をしましょう

市では、悪質な滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

納付期限内の納税にご協力をお願いします。

▼安全で便利な口座振替を！

口座振替を利用することで、税金などの納め忘れを防げます。

口座振替をご希望の場合は、口座振替依頼書に必要事項を記入し、印鑑、預・貯金通帳、納税通知書を持参の上、取扱金融機関で手続きを行ってください。

※口座振替依頼書は、納税通知書の最終ページに添付されています。また、市内の金融機関、納税課窓口でも配布しています。

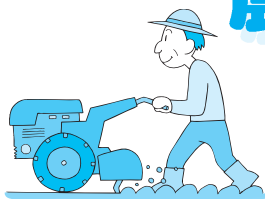
※市税などの納付期限日に口座から引き落とされますので、通帳に記帳の上、誤りがないことを確認してください。

【口座振替取扱金融機関】

○埼玉りそな銀行、りそな銀行、武蔵野銀行、栃木銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫の各本・支店
○埼玉みずほ農協の各本・支店

○ゆうちょ銀行(旧郵便局)問合せ 納税課 ☎(43) 11

11内線152、153
FAX (43) 1125



農業所得収支内訳書 事前作成会の開催

問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線133・FAX(43)1125

平成24年中に農業収入がある人のうち、収支内訳書の作成が困難な人を対象に農業所得収支内訳書の事前作成会を開催します。
※ご自身で作成できる場合は、来場の必要はありません。

■受付時間

午前の部 午前9時～11時

午後の部 午後1時30分～3時30分

■用意する物

領収書、出荷伝票、筆記用具、計算機、固定資産税の金額がわかるもの(納税通知書および課税資産明細書)

※用意した資料に基づき、収支内訳書をご自身で作成していただきますので、事前に領収書、伝票などを整理し、計算してきてください。

■収支内訳書について

収支内訳書は、所得の申告の際に必要となりますので、申告までに作成してください。

※収支内訳書の用紙、減価償却計算例および参考資料は、市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターで11月1日(木)から配布しています。

▼事前作成会日程

月 日	時 間	対 象 地 区	会 場
12月19日(水)	午前の部	上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽	ウェルス幸手 2階研修室
	午後の部	惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槇野地、戸島、戸島1・2丁目	
12月20日(木)	午前の部	中1～4丁目、南1～3丁目、東1～5丁目、緑台1・2丁目、権現堂、神明内、天神島、天神島1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目	ウェルス幸手 2階研修室
	午後の部	大字幸手、吉野、吉野1丁目、神原、平野、中野、長間、栄	
12月21日(金)	午前の部	北1～3丁目、西1・2丁目、中5丁目、中川崎、下川崎、上高野、上高野1丁目	コミュニティ センター集会所
	午後の部	内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、香日向1～4丁目	

※対象地区の日程に都合のつかない場合は、ほかの対象地区の日時でもお受けします。

▼多段階免除制度

経済的な理由や災害など

保険料の免除・猶予

配偶者

第3号被保険者 第2号被

第3号被保険者 第2号被

合に加入している人

公務員(厚生年金や共済組

第2号被保険者 会社員、

アルバイトなど

第1号被保険者 農業者、

自営業者、学生、フリーア

ルバイターなど

職業などによって、加入

者はつぎの3種類に分かれ

ます。

20歳から60歳までの人が全

員加入します。

職業などによって、加入

者はつぎの3種類に分かれ

ます。

20歳から60歳までの人が全

員加入します。

職業などによって、加入

者はつぎの3種類に分かれ

ます。

20歳から60歳までの人が全

員加入します。

職業などによって、加入

者はつぎの3種類に分かれ

ます。

20歳から60歳までの人が全

員加入します。

老後の生活のために 国民年金

問合せ

保険年金課 ☎(43)1111内線145

FAX(43)1125

春日部年金事務所 ☎048(737)7510

▼学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

しかし、保険料を納めることが難しい場合は、後から保険料を納めること(追納)ができます。

※詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

▼追納制度

保険料の免除・猶予または学生納付特例が承認された期間は、10年以内であれば追納することができます。

追納した期間は、保険料が全額納付された場合と同じ扱いになります。

ただし、保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

により、保険料を納めることが困難なときは、申請して承認されると保険料が免除されます。免除区分は、全額免除、半額免除、4分の3免除および4分の1免除の4段階があります。